

2021年7月16日

立憲民主党代表 枝野 幸男 殿

「黒い雨」訴訟原告団・弁護団

原爆「黒い雨」訴訟を支援する会

「黒い雨」訴訟・広島高裁判決を受けての
申 入 書

以下について、政府・厚生労働省に対し、働きかけをお願い致します。

- 1 広島高裁判決（以下「本判決」という。）を拳々服膺し、広島市及び広島県が、被爆76年をむかえ高齢化した原告ら全員に対し、被爆者健康手帳を速やかに交付することを容認すること。
- 2 本判決で示された「黒い雨」による被爆類型の被爆者援護法1条3号該当性の要件を踏まえて、「黒い雨」被爆者に対するこれまでの被爆者援護行政のあり方を根本的に見直し、審査基準を改訂する等必要な措置を講じ、全ての「黒い雨」被爆者を速やかに救済すること。

以上

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

「黒い雨」訴訟原告団・弁護団

原爆「黒い雨」訴訟を支援する会

「黒い雨」訴訟・広島高裁判決を受けての 申 入 書

第1 申入れの趣旨

- 1 広島高裁判決（以下「本判決」という。）を拳々服膺し、広島市及び広島県が、被爆76年をむかえ高齢化した原告ら全員に対し、被爆者健康手帳を速やかに交付することを容認すること。
- 2 本判決で示された「黒い雨」による被爆類型の被爆者援護法1条3号該当性の要件を踏まえて、「黒い雨」被爆者に対するこれまでの被爆者援護行政のあり方を根本的に見直し、審査基準を改訂する等必要な措置を講じ、全ての「黒い雨」被爆者を速やかに救済すること。

第2 申入れの理由

- 1 2021年7月14日、広島高等裁判所第3部（西井和徒裁判長）は、「黒い雨」訴訟に関し、広島市長、広島県知事及び厚生労働大臣による控訴を棄却し、原告ら84名全員について被爆者健康手帳の交付等を命じた広島地裁判決を維持した。

本判決は、広島地裁判決に続き、「黒い雨」に曝露した者を正面から被爆者援護法1条3号に該当する「被爆者」として認定すると同時に、「黒い雨」降雨域のうちいわゆる「大雨地域」のみを第一種健康診断特例区域に指定する健康診断特例措置について、「本来、同号（被爆者援護法1条3号）の被爆者に該当するものとして被爆者健康手帳を交付すべきであったのに、敢えて、その交付をしないで健康診断特例措置の対象とした疑いが強いといわざるを得ず」（169頁）として、健康診断特例措置の制度自体に疑問を呈し、加えて、「黒い雨」降雨域について、宇田雨域、増田雨域及び大瀧雨域のいずれについても「黒い雨」が降った蓋然性がある（宇田雨域につき191頁、増田雨域につき192頁、大瀧雨域につき195頁）と判示して、「大雨地域」外の「黒い雨」被爆者を被爆者援護施策の対象外としてきたこれまでの被爆者援護行政の根本的な見直しを迫っている。

- 2 厚生労働省は、昨年7月29日の広島地裁判決を受けて、一旦は控訴をしない方針を固めた広島市及び広島県を強く説得し、①長崎被爆体験者訴訟で示された司法判断との違い、②被爆者援護法1条3号該当性を裏付ける科学的知見の不十分さを主たる控訴理由として、控訴した。

しかし、本判決（151頁）は、上記①について、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」の意義

は、「原爆の放射能により健康被害が生ずる可能性がある事情の下に置かれていた者」と解するのが相当であるとして、長崎被爆体験者訴訟福岡高裁判決で示された解釈（上告審も同旨）を前提としつつ、ここでいう「可能性がある」という趣旨をより明確にして換言すれば、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者」と解され、これに該当すると認められるためには、その者が特定の放射線の曝露態様の下にあったこと、そして当該曝露態様が「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」を立証することが必要となると解されると判示し、長崎被爆体験者訴訟で示された司法判断の趣旨をより明確化した。

さらに、本判決（170頁）は、上記②について、上記被爆者援護法1条3号の解釈に基づき「科学的知見を踏まえることが重要であることは当裁判所ももとより否定するものではないが、被爆者援護法1条3号の「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」に該当するか否かの判断に当たっては、原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができるか否かという観点から、科学的知見を用いるべきであり」とし、同判決第4・1(1)ないし(17)の各事情に鑑みれば、放射性降下物の降下機序等につき、被控訴人らが依拠する矢ヶ崎意見及び大瀧意見を斟酌するまでもなく、優に、「広島原爆の投下後の黒い雨に遭った」という曝露態様は、黒い雨に放射性降下物が含まれていた可能性があったことから、（黒い雨に直接打たれた者は無論のこと、）たとえ黒い雨に打たれていなくても、空气中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した飲料水・井戸水を飲んだり、地上に到達した放射性微粒子が付着した野菜を摂取したりして、放射性微粒子を体内に取り込むことで、内部被曝による健康被害を受ける可能性があるものであったこと（ただし、被爆線量を推定することは非常に困難である。）、すなわち、「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと」が認められるというべきであると判示し、厚生労働大臣の示した控訴理由をいずれも排斥し、広島地裁判決で示された「黒い雨」による被爆類型に関する法解釈を更に強化している。

- 3 のみならず、本判決は、厚生労働省が被爆地からの援護対象区域の拡大の要求を拒否してきた根拠や、厚生労働省を含む控訴人らの訴訟追行の仕方についても、厳しい判示をしている。

すなわち、厚生労働省が金科玉条のように用いる基本問題懇談会の懇談会報告書について、本判決167頁は、「それまで明確な基本方針のないまま政治的に進められていた被爆地域の指定の拡大について・・・、科学的な根拠に基づくべきであるとの基本方針を示すことで、歯止めをかけることを強く意図して、政策的な見地から作成されたものであることが明らかであり、「厚生省は、懇談会報告書が公表される前から、同一の見解を政府答弁として対応してきたものであり、政府は自己の立場を正当化する根拠として、基本問題懇談会に懇談会報告書を公表させたといっても過言でないと考えられる」から、被爆者援護法1条3号の「意義の解釈に当たって懇談会報告書・・・を参照するこ

とは、解釈を誤らせるおそれ大きいというべきである」と判示し、被爆者援護法1条3号の解釈に当たって、懇談会報告書を参照すべきでないことを明言した。

また、厚生省が実施し作成された昭和51年度残留放射能調査報告書及び昭和53年度残留放射能調査報告書について、本判決187～188頁は、「たとえ広島原爆の投下当時、有意な残留放射能が存在したとしても、その後の核実験による放射性降下物が存在していることなどから、調査を実施する時点では、もはや有意な残留放射能を測定することができなくなっていることを科学的に推測した上で、被爆地域の拡大を阻止する根拠として用いたいの厚生省の政策的な思惑の下で・・・作成されたものであり、そのような思惑の現れにほかならない上記各報告書中の記載部分をもって、黒い雨に放射性降下物が含まれていたことを否定することは到底できない」とし、さらにこれら「調査を実施した時点で、もはや有意な残留放射能を測定することができなくなっていた以上・・・、広島においては、遅くとも昭和51年度以降、残留放射能の調査は、黒い雨に放射性降下物が含まれていたか否かやその程度を判断する有意な手段ではなくなったというべきである」と判示し、厚生労働省が依拠する残留放射能調査の意義を明確に否定した。

さらにいえば、控訴人らが、控訴審において、「科学的知見に係る書証を大量に提出した」ことについて、本判決179頁は、「被控訴人らの指摘のとおり、原審において提出する機会が十分あったことは明らかであり、極めて不適切な訴訟追行といわざるを得ない」と判示し、その姿勢を厳しく批判した。

4 このように、原告ら「黒い雨」被爆者を被爆者援護法1条3号に該当する「被爆者」と認定した高裁段階における司法判断が示されたことのみならず、参加行政庁である厚生労働大臣の被爆者援護行政の運営の仕方あるいは訴訟遂行の仕方についてまで厳しい司法判断が示されたことを、厚生労働大臣は真摯に受け止めるべきである。

併せて、厚生労働大臣は、被爆76年をむかえ更に高齢化が進む原告ら「黒い雨」被爆者の苦難に満ちた人生と、援護対象区域の拡大を切望しつつ無念のうちに亡くなった多くの「黒い雨」被爆者に思いを馳せるべきである。加えて、原子爆弾が、被爆76年をむかえる現在においてもなお、被爆者の身体と心と暮らしを蝕み続ける非人道的な兵器であるという事実を直視すべきである。

5 以上を踏まえ、厚生労働大臣は、国の責任であり義務である被爆者援護施策を所管する行政庁の長として、本判決を拳々服膺し、広島市及び広島県が、原告ら全員に被爆者健康手帳を速やかに交付することを容認すべきである。

さらに、厚生労働大臣は、本判決で示された「黒い雨」による被爆類型の被爆者援護法1条3号該当性の要件を踏まえて、「黒い雨」被爆者に対するこれまでの被爆者援護行政のあり方を根本的に見直し、審査基準を改訂する等必要な措置を講じ、全ての「黒い雨」被爆者を速やかに救済すべきである。

以上